

## 「特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令(案)」 に対するパブリックコメントにおいて寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

平成20年11月10日(月)より平成20年12月9日(火)にかけて、「特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令(案)」に関するパブリックコメントを実施しましたところ、以下のとおり御意見が寄せられましたので、御意見の概要及びそれに対する考え方をお知らせします。

### 1. 募集要領

- (1) 意見募集期間:平成20年11月10日(月)から平成20年12月9日(火)まで
- (2) 実施方法:電子政府の総合窓口(e-gov)
- (3) 意見提出方法:電子メール、FAX、郵送

### 2. 提出意見総数

意見提出者数 2名  
意見総数 2件

### 3. 寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

下記のとおり

#### (1)再商品化等料金等の公表方法へのインターネットの利用等の追加(本則関連)

主要な意見の概要	意見に対する考え方
「公表方法にインターネットの利用等の追加」が検討されており非常にやりやすくなると思います。指定法人の特定製造業者候補は一般的に小規模な社が多く新聞公表も委託を受けて指定法人が行っております。今後は、HPのある社はそこへ掲載すればいいのですが、無い社は指定法人が特定製造業者から委託を受けて家電製品協会のHPに掲載した場合、特定製造業者が公表したことになるのでしょうか。もし不可の場合は新聞公表になりますが、今後、指定引取場所の共有化により公表費用が倍増(100万円以上)する予定であり負担大。HPの無い社は家電製品協会HPへの掲載でOKになるような解釈をお願いしたい。	本改正は、利便性が高く、かつ、効率的・効果的な情報提供の推進を図るため、インターネットの利用その他の適切な方法による公表を認めるものであり、製造業者等は、自社のサイトへの掲載により、比較的少ない負担でこうした情報提供を実施することが可能になります。自社のサイトがない特定製造業者については、再商品化等を委託した指定法人のホームページへ掲載するなど、消費者や小売業者への情報提供を適切に実施する必要があります。
今回の省令案によると、製造業者等については再商品化等料金及び指定引場所が、指定法人については料金のみが、その公表手段について、時事に関する事項を掲載する日刊新聞に掲載する方法にインターネットの利用その他適切な方法が加えられており、指定法人の引き取る場所の所在地の公表については、従来の方法のみに限定されている。これは、情報提供客体の便益を著しく殺ぐことにつながると考えられ、適当でない。指定法人の引き取る場所の所在地の公表についても、インターネットの利用その他適切な方法を利用できるように改めるべきであると考えます。	本改正においては、特定家庭用機器再商品化法施行規則第21条において準用する同規則第8条の規定の改正により、同規則第22条に定める指定法人による法第33条第2号及び第3号に掲げる業務に関する料金並びに特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所の所在地の公表方法についても、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法に加え、インターネットの利用その他の適切な方法によることを追加することとしています。

#### (2)特定家庭用機器の追加に伴う指定法人に係る経過措置の整備(附則関連)

ご意見はありませんでした。

### 4. 意見募集開始時の省令案から変更した点

経済産業省及び環境省における検討の結果、指定法人に係る経過措置に関して技術的な修正を行いました。